

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

さいたまふじみ野所沢線	路 線 名
ふじみ野市大井武蔵野一三一四番四 地先から入間郡三芳町大字上富字八 軒家二〇五五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)	供用開始の区間
令和七年三月十四日	供用開始の期日
令和四年十一月二十二日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十二号で告示した道 路予定区域の一部供用開始で ある。延長一九五・五九メー トル	備 考